



政府統計

統計法に基づく国
の統計調査です。
調査票情報の秘密
の保護に万全を期
します。

統計法に基づく一般統計調査

この調査票に記入された事項については、個別事業所の秘密を守り、統計以外
の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。



令和2年転職者実態調査(事業所票)

所在地

事業所名

都道府県番号	事業所一連番号				産業分類番号
1	2	3	4	5	6

政府統計コード

9NA2

左記のコード及びIDを使用し、オンラインでご回答いただくことも可能です。
詳しくは同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご覧ください。

調査対象者ID

初期パスワード

法人番号(国税庁が指定する13桁の番号をいいます。)												

4

※ 貴事業所の所在地・名称・法人番号に誤りがある場合には、赤色ボールペン等で訂正してください。

(記入上の注意)	1 (注)又は裏面の記入要領を参照して記入してください。
	2 この調査は事業所を対象としています。問1以外の質問は、貴事業所について記入してください。同一場所にある工場や店舗などを対象とし、他の場所にある支店や工場は含めません。
	3 特に断りのない限り、令和2年10月1日現在の状況について記入してください。
	4 調査票の記入は黒か青のボールペンで記入してください。
	5 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。 ただし、回答欄が <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> のように網掛けとなっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
	6 数字を記入する場合は、右詰めで記入してください。(記入例 <input type="text"/> : 45人)
	7 令和2年12月7日(月)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

問1 貴事業所が属する企業全体(本社・支社・営業所・工場等を含む)の常用労働者(注1)数は何人ですか。

(貴事業所が官公営の場合は「8」を選んでください。)

1,000人以上	500~999人	300~499人	100~299人	50~99人	30~49人	5~29人	官公営
1	2	3	4	5	6	7	8

5

(注1)常用労働者とは、下記の①又は②に該当する労働者のことです。

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1ヶ月以上の期間を定めて雇われている者

なお、取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者及び短時間労働者は、上記①又は②に該当すれば、常用労働者です。

※派遣労働者(注2)について

・貴事業所が派遣元事業所(注3)の場合、他の企業等に派遣中の労働者でも上記①又は②に該当すれば常用労働者に含めてください。(登録しているだけで雇用契約のない者は含めません。)

・貴事業所が派遣先事業所の場合、労働者派遣法(注4)に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は常用労働者に含めないでください。

※注2～注4については、裏面の記入要領参照

記入要領

問1 及び問2(1)

注1 常用労働者とは、下記の①又は②に該当する労働者のことです。

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者及び短時間労働者は、上記①又は②に該当すれば、常用労働者です。

※派遣労働者(注2)について

・貴事業所が派遣元事業所(注3)の場合、他の企業等に派遣中の労働者でも上記①又は②に該当すれば常用労働者に含めてください。(登録しているだけで雇用契約のない者は含めません。)

・貴事業所が派遣先事業所の場合、労働者派遣法(注4)に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は常用労働者に含めないでください。

注2 派遣労働者

労働者派遣法(注4)に基づき派遣元事業所(注3)から派遣されている労働者をいいます。

注3 派遣元事業所

労働者派遣法(注4)に基づく厚生労働大臣の許可を受けている事業所をいいます。

注4 労働者派遣法

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

問2(2)

注5 転職者

この調査では、雇用期間の定めが無い又は1年以上の雇用期間を定めて雇用する一般労働者(注6)(短時間労働者(注7)は除く)のうち、貴事業所に雇用される前の1年間に他企業に雇用された経験のある者(移籍出向を含む)をいいます。

ただし、学生アルバイト及び1か月未満の臨時的な仕事により雇用された経験のみの場合は該当しません。

特に断りのない限り、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に貴事業所に雇用された転職者についてお答えください。

注6 一般労働者

常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者(いわゆるフルタイム勤務の労働者)をいいます。

注7 短時間労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいいます。

注8 臨時労働者

常用労働者に該当しない労働者(雇用契約の期間が日々又は1か月未満の労働者)のことをいいます。

注9 派遣労働者(受け入れ)

派遣労働者(注2)のうち、貴事業所に派遣されている労働者をいいます。

注10 雇用期間の定め無し

特に雇用期間を定めずに雇用されている労働者をいい、定年までの場合を含めます。

注11 雇用期間の定め有り

1年契約、6か月契約など雇用期間を定めた労働契約により雇用されている労働者をいいます。

ここからは貴事業所※の状況についてお答えください。※1頁「記入上の注意」2参照

問2 貴事業所の労働者数についてお答えください。

※令和2年10月1日現在の状況をお答えください。労働者数には他社から出向してきている労働者及び育児・介護休業中の労働者は計上しますが、他社に出向している労働者及び請負労働者は除きます。

なお、(1)の常用労働者数には、(2)の「臨時労働者」や「派遣労働者(受入れ)」を除きます。

(1) 問1で回答いただいた常用労働者(注1)数のうち、**貴事業所の常用労働者数**は何人ですか。

貴事業所が派遣元事業所(注3)の場合、派遣労働者(注2)として派遣中の労働者のうち、常用労働者に該当する者は計上しますが、派遣労働者として登録しているだけで雇用契約のない者は除きます。

(2) 貴事業所で就業している労働者数等について下記の区分により分類してそれぞれお答えください。

貴事業所が派遣元事業所(注3)の場合、派遣労働者(注2)として派遣中の労働者及び派遣労働者として登録しているだけで雇用契約のない者は除きます。

* この調査における転職者の定義については、注5を参照してください。

該当する労働者がいない場合は「〇」を記入してください。

一般労働者(注6)

雇用期間の定め無し (注10)	男				
	女				
うち転職者 (注5) *	男				
	女				
雇用期間の定め有り (注11)	男				
	女				
うち1年以上の 雇用期間の定め が有る	男				
	女				
うち転職者 (注5) *	男				
	女				

7~16

短時間労働者(注7)					
雇用期間の定め無し (注10)	男				
	女				
雇用期間の定め有り (注11)	男				
	女				

臨時労働者(注8)								
いる	1	男						人
いない	2	女						人

派遣労働者(受入れ)(注9)							
いる	1		男				
いない	2		女				

※ 厚生労働省記入欄 (この欄の記入は不要です。)

①対象転職者数 (9)+(10)+(15)+(16)	
②抽出率	1 /
③抽出労働者数 (小数点以下切り上げ)	
④選定間隔	
⑤調査対象労働者数	

(注)⑤の上限値：事業所規模5～999人は5人
事業所規模1,000人以上は20人

記入要領

問4
注12 職種

職種分類表

職種		職種内容
1	管理的な仕事	課（課相当を含む）以上の組織の管理的仕事に従事する者をいいます。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など
2	専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいいます。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家、速記者など
3	事務的な仕事	一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、オペレーター、有料道路料金係、出改札係など
4	販売の仕事	商品（サービスを含む）・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいいます。 例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、レジ係、商品販売外交員、保険外交員、銀行外交員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など
5	サービスの仕事	理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいいます。 例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェイター、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッター、駐車場・ビル管理人、寮管理人、ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など
6	保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいいます。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など
7	生産工程の仕事	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動工具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事する者をいいます。 例えば、生産設備制御・監視員、機械組立設備制御・監視員、製品製造・加工処理工、機械組立工、機械修理工、自動車整備工、製品検査工など
8	輸送・機械運転の仕事	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者をいいます。 例えば、電車運転士、バス運転者、営業用乗用自動車運転者、貨物自動車運転者、船長、航海士・運航士、水先人、船舶機関長・機関士、航空機操縦士など
9	建設・採掘の仕事	建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する者をいいます。（ただし、建設機械を操作する仕事に従事する者は「輸送・機械運転の仕事」となります。） 例えば、型枠大工、とび職、鉄筋工、大工、れんが積工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、送電線電工、外線電工、通信線架線工、電信機据付工、電気工事従事者、土木従事者、坑内採鉱員、石切工、砂利採取員など
10	運搬・清掃・包装等の仕事	主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事する者をいいます。 例えば、郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫現場員、配達員、荷造工、清掃従事者、包装工など
11	その他の仕事	農・林・漁業の従事者及び上記以外の職種に従事する者をいいます。

※上記の表は、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）に基づいています。

転職者(注5)がいる事業所

→ この頁の問3以降に回答してください。

転職者(注5)がない事業所

→ 4頁の問9以降に回答してください。

問3 以下の項目のうち、どのような点を重視して転職者の採用に当たりましたか。該当するものをすべて選んでください。

既存事業の拡大・強化	新規事業分野への進出	新技術の導入・開発	人員構成の歪みの是正	組織の活性化	その他	特に意識しなかった
1	2	3	4	5	6	7

28

問4 転職者を採用した理由は何ですか。職種(注12)別に該当するものを3つまで選んでください。

職種 (注12)	が専門的 ある知識 から・能 力	戦経 験にをな るか かしら即	待幅 で広 きい る人 か脈 らを期	が職 場へ かの ら適 応力	が職 ある かの ら適 応力	困新 難卒 な者 たの め採 用が	た離 め職 者の 補 充の	た社 親めか 会社の ・要 関 請連 の会	その 他	の該 採用す るな し職 種で
管 理 的 な 仕 事	1	2	3	4	5	6	7	8	9	29
専門的・技術的な仕事	1	2	3	4	5	6	7	8	9	30
事務的な仕事	1	2	3	4	5	6	7	8	9	31
販売の仕事	1	2	3	4	5	6	7	8	9	32
サービスの仕事	1	2	3	4	5	6	7	8	9	33
保安、生産工程、輸送・機械運転、建設・採掘、運搬・清掃・包装等、他の仕事	1	2	3	4	5	6	7	8	9	34

29

30

31

32

33

34

問5 転職者の募集はどのように行いましたか。該当するものをすべて選んでください。

※インターネットを利用したものも含まれます。

ハローワーク等の公的機関	民間の職業紹介機関	求人サイト・求人情報専門誌、新聞、チラシ等	自社のウェブサイト	スカウト	縁故(知人、友人等)	親会社、グループ会社	会社説明会(合同説明会を含む)	その他
1	2	3	4	5	6	7	8	9

35



上記に回答した中で、主に活用した募集方法は何ですか。
該当する番号を1つ記入してください。

36

記入要領

問8

注13 計画的なOJT

日常の業務に就きながら行われる教育訓練をいい、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて、段階的・継続的に教育訓練を実施することをいいます。例えば、教育訓練計画に基づき、ライン長などが教育訓練担当者として作業方法等について部下に指導することなどが、これに含まれます。

注14 OFF-JT

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）をいいます。例えば、社内で実施する教育訓練（労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など）や、社外で実施する教育訓練（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）が、これに含まれます。

問9

注15 転職者

この調査では、雇用期間の定めが無い又は1年以上の雇用期間を定めて雇用する一般労働者（注6）（短時間労働者（注7）は除く）のうち、貴事業所に雇用される前の1年間に他企業に雇用された経験のある者（移籍出向を含む）をいいます。

ただし、学生アルバイト及び1か月未満の臨時的な仕事により雇用された経験のみの場合は該当しません。
ここでは、今後3年間の採用予定についてお答えください。

注16 職種

2頁裏面の注12の職種分類表を参照してください。

問6 転職者の処遇(賃金、役職等)決定の際にどのようなことを考慮しましたか。該当するものをすべて選んでください。

年齢	学歴	前職の賃金	前職の役職	これまでの経験・能力・知識	免許・資格	その他	37
1	2	3	4	5	6	7	



上記に回答した中で、最も重視した要素は何ですか。
該当する番号を1つ記入してください。

38

問7 転職者を採用する際に難しいと考えている問題がありますか。該当するものをすべて選んでください。

採用時の賃金水準や待遇の決め方	採用後の待遇やキャリア形成の仕方	応募者の能力評価に関する客観的な基準がないこと	必要な職種に応募してくる人が少ないとこと	転職市場に関する情報が少ないこと	その他	特に問題はない	39
1	2	3	4	5	6	7	

問8 転職者に対してどのような教育訓練を実施しましたか。該当するものをすべて選んでください。

実施した				実施しなかった	
計画的なOJT(日常の業務に就きながら行われる、計画的な教育訓練)(注13)		OFF-JT(通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練)(注14)			
入職時のガイダンス	職務遂行に必要な能力・知識を付与する教育訓練	1	2		3
1	2	3	4		40

ここからは、すべての事業所(転職者がいない事業所も含む)がお答えください。

問9 今後3年間に転職者(注15)を採用する予定がありますか。

転職者を採用する予定がある			転職者を採用する予定はない	未定
転職者を優先して採用したい	新規学卒者を優先して採用したい	どちらとも言えない	4	5
1	2	3	4	5

どのような職種(注16)の転職者の採用を予定していますか。
該当するものをすべて選んでください。

管理的な仕事	専門的な仕事	事務的な仕事	販売の仕事	サービスの仕事	保安の仕事	生産工程の仕事	輸送の仕機事機械運	建設仕事採掘の仕事	包運搬等の清仕掃事	その他の仕事
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11

問10 転職者の採用を円滑に行っていくうえで、行政に望むことはありますか。該当するものをすべて選んでください。

公的な求職情報の提供機能の拡充	公共の職業能力開発機能の拡充	技能検定職種の拡大	能力評価の客観的基準の整備	個人の職業能力開発に対する公的援助	その他	特になし	43
1	2	3	4	5	6	7	

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

令和2年12月7日(月)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。